

5 財政調整

目 次

1 基本的な考え方		財政- 1
2 財政調整制度の設計		財政- 7
3 財政調整制度の検証		財政- 2 8

◆資料中、特段の注記がない限り、下記のとおりとしている。

- (1) 「一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいう
- (2) 「歳入」に係る金額については、(1) の「一般財源」の額
- (3) 「歳出」に係る金額については、歳出において(1) の「一般財源」を充てた金額の合計額

1 基本的な考え方

(1) 財政調整の必要性

特別区の設置に伴って必要な財政面の課題への対応

1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消【財政-1参照】

2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正【財政-2参照】

1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消

～事務分担（案）による財源の過不足～

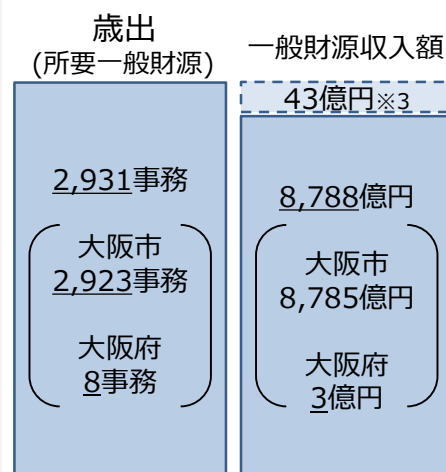
- ◆事務分担（案）により、大阪府・大阪市の計2,931事務から特別区に2,503事務、大阪府に428事務を仕分け※1
- ◆それらに対応する歳出には、特別区で6,766億円、大阪府で2,065億円の一般財源が必要
- ◆他方で、特別区と大阪府間で移転する一般財源(※2)が639億円に留まるため、1,426億円の財源過不足が発生

※1 終了事務91を含む

※2 地方財政制度により大阪府に移転されることとなる財源【財政-4下部の※2参照】

(例：地方譲与税の一部・税関連交付金の一部・地方交付税の一部・宝くじ収益金など)

〔現状（H27年度決算）〕

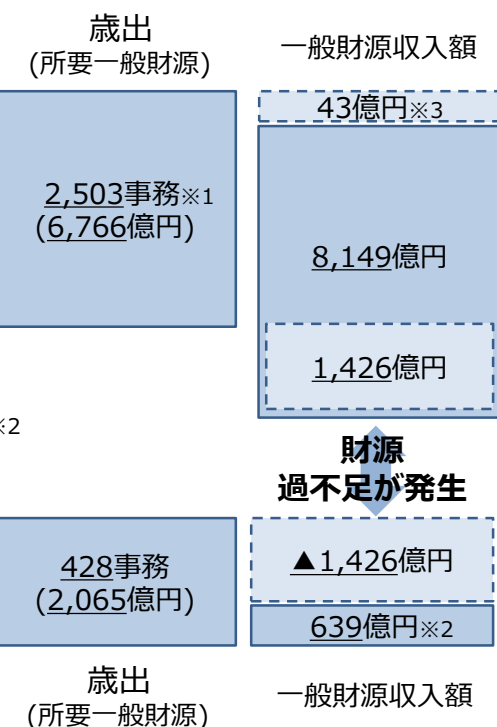


特別区

事務分担
(案)
と
地方財政
制度上の
財源移転※2

大阪府

〔事務の移転と地方財政制度上の財源移転※2のみを行った場合〕



※3 H27年度は補てん財源で収支対策を行った

2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正

～特別区間の税源偏在の状況～

◆現在の中央区・北区を含む特別区への税の集中により、特別区間の税収格差が大きい

H27年度税収	特別区間の格差
	試算B(4区B案)
6,601億円	2.0倍 (最大第三区/最小第四区)

※税収：個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税等

※人口一人当たり

一般の道府県・市町村とは異なる事務分担やそれに応じた税源配分に対応するため 現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用

■都区財政調整制度

○都と特別区との間には、「都区制度」が適用され、事務分担の特例に伴う税制上の特例とともに、都と特別区及び特別区相互間における財政調整制度が設けられている

〈地方自治法第282条第1項〉

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で特別区財政調整交付金を交付するものとする

※一般的な制度として設けられているが、現状は東京都と23特別区にしか適用されていない

【税制上の特例（都税とされている市町村民税）】

普通税	法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税
目的税	事業所税、都市計画税

〈地方税法〉 第734条第1項及び第2項第2号、第735条第1項

■地方交付税の合算算定

○地方交付税法の都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、合算して算定することとされている

〈地方制度調査会答申(H25.6.25)〉

- ・道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべき
- ・指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき【財政-25参照】

1 基本的な考え方

(2) 制度検討における方向性

「都区財政調整制度」の導入に当たっては、現行の住民サービスを適切に提供できるよう、**事務分担（案）のもと、特別区と大阪府間の適切な財源配分と大阪の実情に応じた制度の構築**をめざすあわせて、**透明性が高く特別区重視の制度運用**をめざす

【Ⅰ】 事務分担（案）に応じた財源の配分 【財政-4参照】

- ◆大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応した財源配分ルールを構築

【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり 【財政-5.6参照】

- ◆大阪府・大阪市ともに交付税の交付団体であること、生活保護費などの行政需要の大きな格差の存在、目的税が充当されている事業の状況など、大阪の実情を踏まえた制度設計

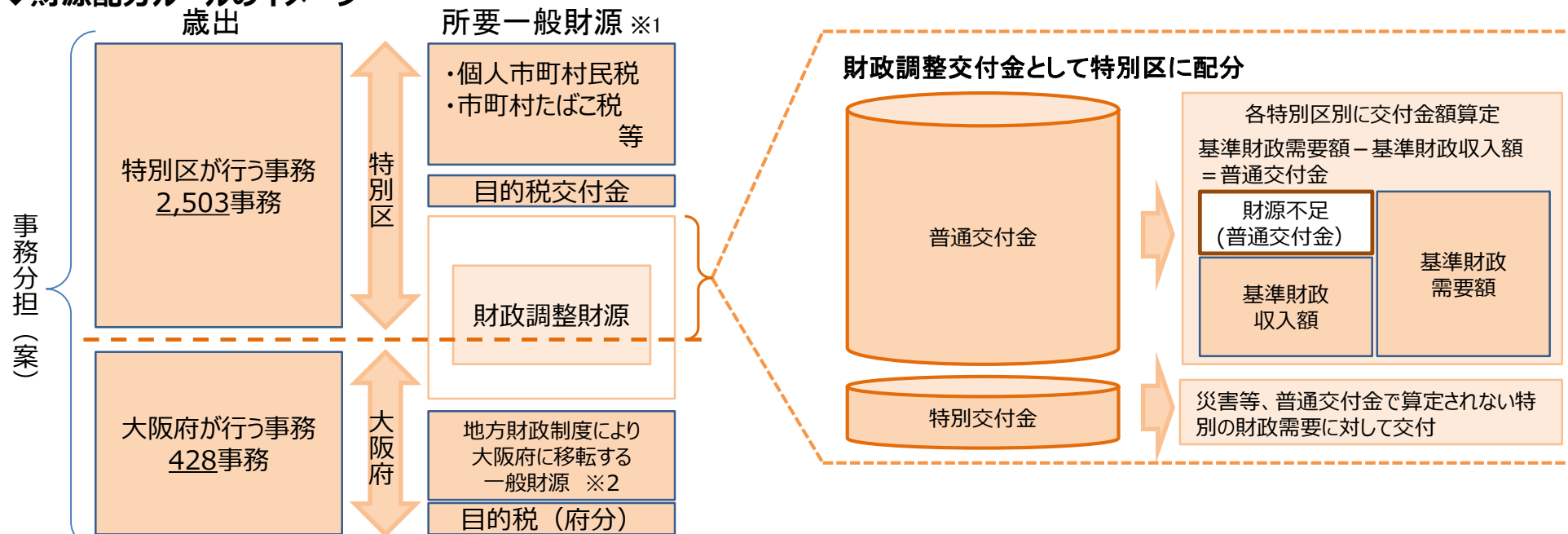
【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用 【財政-6参照】

- ◆住民が理解しやすい透明性の高い制度運用を行えるよう、財政調整財源を特別会計で区分経理するとともに、大阪府・特別区協議会（仮称）についても、特別区重視の協議のあり方をめざす

【I】 事務分担（案）に応じた財源の配分

- 大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた財源配分ルールを構築
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正する制度を設計

◆財源配分ルールのイメージ



※ 1 一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税・地方譲与税・税交付金・地方交付税（臨時財政対策債を含む）等をいう

※ 2 地方財政制度により大阪府に移転する一般財源・・・下記の一般財源が移転される

- ・地方譲与税・税関連交付金：政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方揮発油譲与税、軽油引取税交付金や、国有資産等所在市町村交付金、特別とん譲与税等が事務移管・法令等により大阪府に移転する
- ・地方交付税：基準財政需要額の算定において、大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などが都道府県分に移転して算定される
- ・宝くじ収益金：制度上、都道府県及び政令指定都市が宝くじの発行主体となっているため、収益金が大阪府の収入に移転する

1 基本的な考え方

【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり

大阪府・大阪市ともに交付団体

- 大阪府・大阪市がともに地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、現行法上の財政調整財源に加えて、地方交付税相当額（市町村算定分）【臨時財政対策債を含む】※を特別区に配分する制度を設計

※特に記載のある場合を除き、以下「地方交付税相当額」という

◆地方交付税（臨時財政対策債を含む）の額（H27年度決算）

大阪府 4,660億円（地方交付税2,825億円、臨時財政対策債1,835億円）

大阪市 1,103億円（地方交付税 419億円、臨時財政対策債684億円）

生活保護費などの各特別区間の格差

- 生活保護費などの扶助費の割合が高く、各特別区間でも格差が大きい
- こうした義務度の高い経費については、各特別区の実態に応じて財源を配分

- ・大阪市の歳出に占める生活保護などの扶助費は約 3 割。うち、生活保護費が占める割合は 5 割以上
- ・人口一人当たりの歳出の区間格差が1.2倍
（生活保護費を除くと人口一人当たりの歳出の区間格差は1.1倍）
- ・人口一人当たりの生活保護費の区間格差が2.8倍

試案B (4区B案)	歳出 (人口一人当たり)	生活保護費を 除く歳出 (人口一人当たり)	生活保護費 (人口一人当たり)
最大区	(第三区) 271千円	(第四区) 224千円	(第三区) 48千円
最小区	(第二区) 230千円	(第二区) 214千円	(第二区) 17千円
格差	1. 2倍	1. 1倍	2. 8倍

(所要一般財源)
(H27年度決算値)

都市機能の維持・向上のための目的税活用

- 大阪の都市機能を維持・向上するために目的税（都市計画税・事業所税）が活用されてきた経緯を踏まえ、事務分担（案）に応じた目的税の配分ルールを構築

◆目的税二税の実績

（億円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
都市計画税	572	541	545	551	551
事業所税	250	254	254	263	268

（数字は決算額）

※東京では、都市計画税の一部(9%程度)が都から特別区に交付

◆目的税二税の充当事業（H27年度実績）

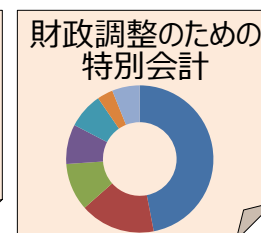
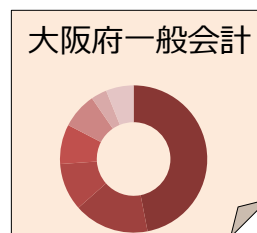
都市計画税	街路・都市公園・下水道・高速道路・再開発・区画整理
事業所税	文化推進施策・スポーツ施設・公園・下水道・河川・橋りょう・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設・高速鉄道（地下鉄エレベーター設置補助等）

【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用

- 事務分担（案）に応じて、財源を特別区と大阪府に配分するという制度の趣旨を踏まえ、住民理解が得られる透明性の高い制度運用が必要
- 透明性を高めるための会計区分の明確化や、大阪府・特別区協議会(仮称)における大阪独自の仕組みづくり

◆透明性を高めるための会計区分の明確化

・大阪府・特別区協議会(仮称)における仕組みづくり



2 財政調整制度の設計

○現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用しながら、大阪が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、財源の配分を行うとともに、大阪の実情を踏まえた制度設計を行う

〔留意点〕

- 財政調整制度は限られた財源を配分するもの
- あらかじめ見込まれる通常収支不足※や、突発的な歳出の増加などによる収支の悪化に対しては、財政調整とは別に行財政改革等の取組みが必要

※ 「通常収支」は、補てん財源を活用しない収支のこと

税制上の特例
(府税とされる
市町村税)

- ・ 次の市町村民税を府税として大阪府が徴収
 - 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税)
 - 目的税二税 (都市計画税、事業所税)

<地方税法>

- ・ 普通税三税
- ・ 目的税二税

地方交付税の
合算算定

- ・ 地方交付税は、地方交付税法に則り、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて算定
- ・ 臨時財政対策債 (市町村算定分※) は特別区で発行 (特別区全域を一つの市とみなして発行可能額を算定し、総務大臣が特別区ごとに按分)

※ 大阪府に移転する地方交付税の一部は、臨時財政対策債として大阪府が発行

<東京都>

- ・ 地方交付税法上、都の特例として合算算定 (ただし、東京都は不交付団体)

財政調整財源の配分

財政調整財源
【財政-11参照】

- ・ 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) ※
- ・ 地方交付税相当額

※ H31年度から法人事業税交付金が創設され、交付金相当額が財政調整財源に追加される予定

<地方自治法>

- ・ 普通税三税

財政調整財源
の配分
(特別区と大阪府
間の配分)
【財政-13参照】

- ・ 特別区と大阪府それぞれの事務分担 (案) に応じてサービスを提供できるよう過去の実績を勘案し財源を配分
- ・ 配分割合は、特別区79.0%、大阪府21.0% (過去3年間の平均値)
- ・ 特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

<東京都>

- ・ 配分割合は、特別区55%、都45%

特別区間の配分について

特別区財政調整交付金の算定

【財政-15.16参照】

- ・ 財政調整財源の各特別区への配分は、特別区財政調整交付金として交付
- ・ 普通交付金（財政調整交付金総額の94%）と特別交付金（同総額の6%）を設定

<東京都>

- ・ 普通交付金（95%）
- ・ 特別交付金（5%）

普通交付金の算定

【財政-16参照】

- ・ 地方交付税に準じた算定方法による配分
各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額}$$
 - a) 基準財政需要額
 - 地方交付税の算定に準拠
 - 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当）
 - 大阪市で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算
 - 単独の事業を行う財源枠を加算
 - b) 基準財政収入額
 - 地方税収入等に基準税率85%を乗じる

<東京都>

- ・ 地方交付税の算定に準拠
- ・ その他行政費として基準税率差10%相当分を特別区の人口比で配分

<地方自治法施行令>

- ・ 基準税率85%

特別交付金の算定

【財政-16参照】

- ・ 特別な財政需要等に応じて配分
- ・ 特別区設置後当面の間はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分

<東京都>

- ・ 特別な財政需要等に応じて配分

2 財政調整制度の設計

目的税交付金の創設

【財政-19参照】

特別区と大阪府間の配分

- ・ 目的税二税（都市計画税、事業所税）は、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当
- ・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区54%、大阪府46%とする（過去3年間の平均値）
- ・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

<東京都>

- ・ 特別区6%、都94%
（H29予算ベース）

特別区間の配分

- ・ 特別区に配分される目的税二税は、目的税交付金として各特別区に配分
- ・ 各特別区への配分は、次のとおり算定
 - 既に着手している区画整理事業や連続立体交差事業などの大規模事業は優先的に配分
 - 残りは、各特別区の人口及び面積といった客観的指標で配分

<東京都>

- ・ 都市計画交付金（国庫補助が採択された都市計画事業に限定）

公債費（既発債）

【財政-20参照】

公債費の負担

- ・ 発行済みの大阪市債（既発債）は、大阪府に一元化して承継し償還
- ・ 償還に係る公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%とする（既発債の残高を事務分担(案)により区分）
- ・ 各特別区が大阪府に償還負担金を支出して、大阪府が一括で償還
- ・ 公債費の負担は、財政調整財源及び目的税二税によって財源を確保

透明性の確保

透明性の高い 会計の仕組み

【財政-21参照】

- ・ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計（仮称）」で行う
- ・ 普通税三税及び目的税二税は、「財政調整特別会計」で直接歳入
- ・ 財務リスクへの引当財源として大阪府に承継した基金を管理

<東京都>

- ・ 財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を一般会計で歳入
- ・ 財政調整交付金総額を特別会計へ繰出し

大阪府・特別 区協議会(仮 称)における検 証・協議

【財政-22参照】

〔財政調整財源の特別区と大阪府の配分割合〕

- ・ 特別区と大阪府の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- ・ 大阪府から財政調整制度の運用状況等の報告を行うなど毎年度検証を行ったうえ、必要に応じて協議を行う
- ・ 配分割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には、適宜検証・協議

〔特別区間の交付基準〕

- ・ 地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年精査

その他

財源不足が生 じた場合の当面 の対応

【財政-24参照】

- ・ 特別区設置後当面の間に財源不足が生じた場合の対応として、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源～

(1) 財政調整財源の選択について

○現行法上の普通税三税に加え、地方交付税相当額を財政調整財源とする

財政調整財源	財政調整財源とする理由など
現行法上の普通税三税 ※ ・法人市町村民税 ・固定資産税 ・特別土地保有税	・財政調整では、「特別区と大阪府間の財源配分」と「特別区相互間の財源調整」に対応する必要があるため、 一定の税収規模があり、かつ、税源が偏在している税目 を選択
地方交付税相当額	・大阪府・大阪市ともに交付団体であり、地方交付税相当額についても財源を移転する仕組みが必要

※ H31年度から法人事業税交付金が創設され、交付金相当額が財政調整財源に追加される予定

法人事業税交付金は、法人市町村民税の一部が交付税原資化（国税化）されるのに伴い、法人事業税（都道府県税）の一部が新たに市町村に交付されるもの

◆普通税三税の選択

主要税目	H27年度税収	特別区間の格差 (人口一人当たり)
		試案 B (4区 B 案)
個人市町村民税	1,422億円	1.2 倍
法人市町村民税	1,319億円	3.6 倍
固定資産税	2,708億円	2.4 倍
都市計画税	551億円	2.1 倍
事業所税	268億円	2.7 倍
市町村たばこ税	312億円	1.5 倍

「法人市町村民税」及び「固定資産税」

➤一定の税収規模があり、かつ税源が偏在している
⇒**財政調整財源にふさわしい**

「都市計画税」及び「事業所税」（目的税）

➤税源が偏在しているものの、法令上使用目的が制限されている（地方税法701条の73、702条）
⇒**目的税としての用途を明確にするため**
「目的税交付金制度」による配分 【財政-19参照】

(注) 特別土地保有税は課税停止中

(2) 地方交付税相当額を財政調整財源とする必要性について

○大阪府・大阪市ともに地方交付税の交付団体

- ・大阪府・大阪市ともに、地方交付税の交付団体であり、こうした財政の実情に応じた制度設計が必要

○制度の安定的な運営

- ・財政調整財源の特別区と大阪府間の配分試算【財政-14参照】によると、特別区の財政調整に必要な財源が3,762億円であるのに対し、普通税三税は4,027億円【財政-11参照】であり、普通税三税だけで財政調整を安定的にカバーできない状況
- ・制度を安定的に運営していくためには、地方交付税相当額を加えることが不可欠

◆地方自治法上、財政調整財源は普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に限られていることから、法改正が必要

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

(1) 特別区と大阪府間の配分割合

- 事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府間の適切な財源配分を行う
- 配分割合は、特別区79.0%、大阪府21.0%とする
 - ※下記の算定方法（案）により、過去3年間の配分割合を算出し、その平均値とする
- なお、特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

◆算定方法（案）

1) 歳出側の算定

- 大阪市の歳出決算額から、事務分担（案）に応じて、特別区が実施する事務に係る所要一般財源額（A）と大阪府が実施する事務に係る所要一般財源額（B）を算出（年度間の財政調整に係る歳出（財政調整基金積立金など）を除く）

2) 歳入側の算定

- 特別区の自主財源等（C）と地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等（D）を算出

3) 必要財政調整額の算定

- 特別区及び大阪府の必要財政調整額（不足額）を算定
 - （E）必要財政調整額（特別区）・・・ $A - C$
 - （F）必要財政調整額（大阪府）・・・ $B - D$
- ⇒（G）必要財政調整額 …………… $E + F$

4) 特別区と大阪府間の財政調整財源の配分割合の算定

- 必要財政調整額の特別区と大阪府の割合を財政調整財源の配分割合として算定
 - 特別区への配分割合 …… $E / G \times 100$ (%) (小数点第二位を四捨五入)
 - 大阪府への配分割合 …… $F / G \times 100$ (%) (小数点第二位を四捨五入)

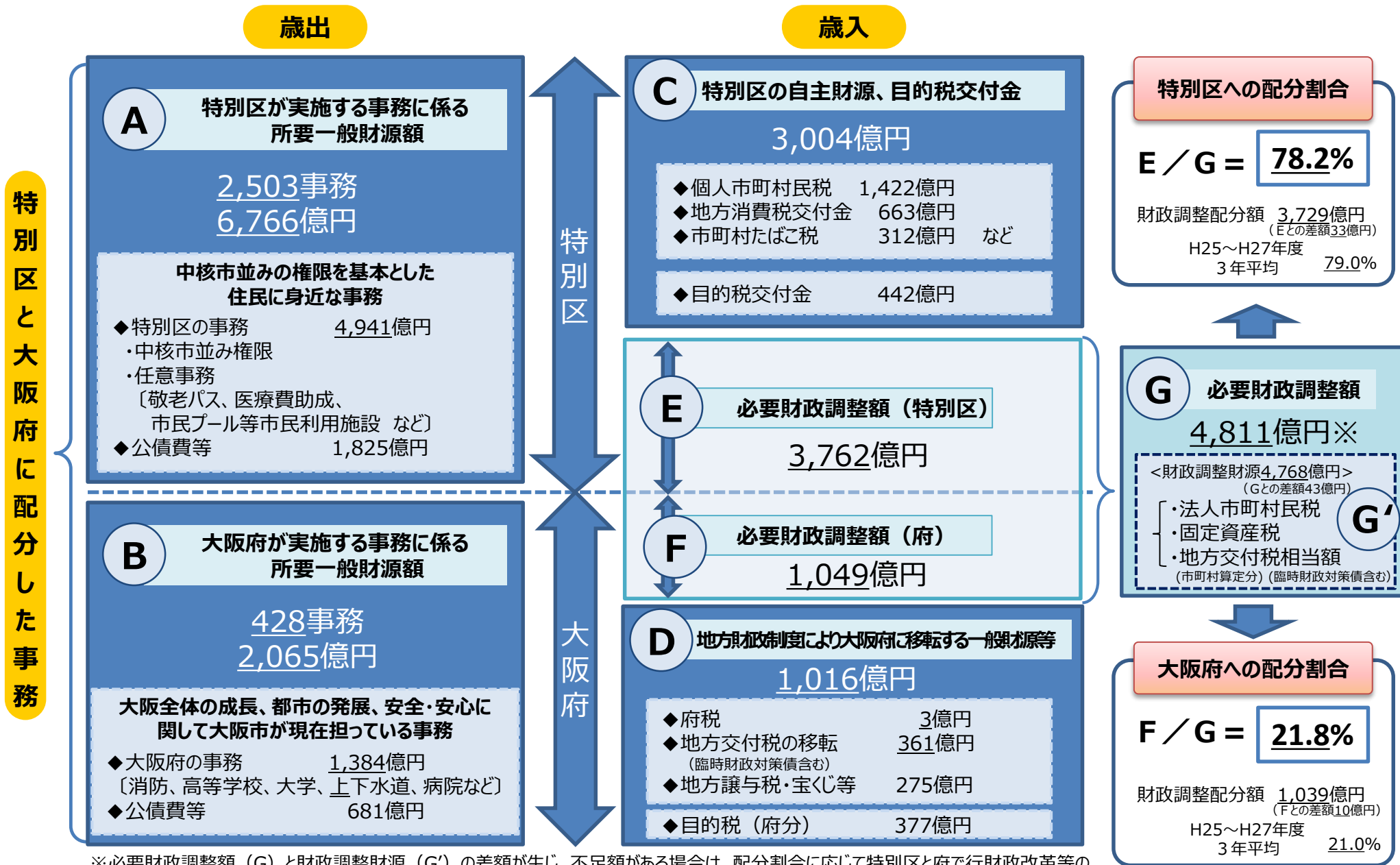
5) 過去3年間の平均値を算定

■算定結果

年度	特別区	大阪府
H27	<u>78.2%</u>	<u>21.8%</u>
H26	<u>79.2%</u>	<u>20.8%</u>
H25	<u>79.6%</u>	<u>20.4%</u>
3年平均	<u>79.0%</u>	<u>21.0%</u>

※ H26・25年度の配分割合については、大阪府の事務となるもののうち、一定規模以上の事務(総事業費1億円超)を把握して試算

◆配分割合の算出（平成27年度決算ベース試算）



※必要財政調整額（G）と財政調整財源（G'）の差額が生じ、不足額がある場合は、配分割合に応じて特別区と府で行財政改革等の対応が必要。余剰額がある場合は、財源として活用が可能（H27決算では不足額43億円；うち特別区分33億円、大阪府分10億円）

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

(2) 特別区財政調整交付金の算定方法

- 特別区と大阪府間の配分割合の考え方に沿って、特別区財政調整交付金の総額を以下の通り算定
- 普通税三税だけでは、財政調整交付金の総額を安定的にカバーできないことから、地方交付税相当額に特別区への配分割合を乗じた額を大阪府条例で加算

■ 特別区財政調整交付金（特別区への配分）の総額

普通税三税
(法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税) ※ 1



特別区への
配分割合



大阪府条例で
加算する額

大阪府条例で加算する額

[基本] … 臨時財政対策債の発行・償還がない状態

地方交付税相当額
(市町村算定分)



特別区への
配分割合

- 臨時財政対策債がある場合は次のとおり算定する
 - ・特別区が臨時財政対策債を発行するため、発行可能額は算定式から控除
 - ・地方交付税で措置される臨時財政対策債の償還財源は、そのまま特別区財政調整交付金で措置できるよう確保

$$\left[\left(\text{地方交付税相当額} - \text{臨時財政対策債償還財源 (特別区発行分) ※2} \right) \times \text{特別区への配分割合} + \text{臨時財政対策債償還財源 (特別区発行分) ※2} \right] - \text{臨時財政対策債 (全発行可能額)}$$

※ 1 H31年10月以降、法人事業税交付金加わる予定

※ 2 「臨時財政対策債償還財源」とは、特別区設置後の年度分に係る臨時財政対策債の償還費

(3) 特別区財政調整交付金の配分

○財政調整財源の各特別区への配分は、以下の仕組みで「特別区財政調整交付金」として交付

※特別区財政調整交付金は、特別区固有の一般財源（地方公共団体が自主的判断で利用できる財源）

財政調整財源	特別区財政調整交付金	79.0%	普通交付金	94%	・地方交付税に準じた算出方法により各特別区へ配分 ・各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付 基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額 基準財政需要額 【財政-17参照】 ・地方交付税に準じ、各経費の種類について、単位費用に測定単位や補正係数を乗じて得た額を積み上げる ・大阪特有の実情を反映するため生活保護等の扶助費の実額を加算する ・大阪市が過去に発行した地方債の償還に係る費用のうち特別区負担分を全額算入する 基準財政収入額 【財政-18参照】 ・地方交付税に準じた対象税目に基準税率を乗じる ・標準的な地方税収入×基準税率85%＋地方譲与税等
			特別交付金	6%	・各特別区の特別な需要等に応じて配分 ・特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分
	大阪府へ配分	21.0%	・事務分担（案）に応じて大阪府に配分		

2 財政調整制度の設計 ～普通交付金の算定【特別区間の配分】～

(1) 基準財政需要額（各特別区）の算定方法

所定の普通交付金総額を各特別区に配分するため、標準的な行政経費や義務的経費から順に基準財政需要額を算定

(ア) 地方交付税の算定に準拠

地方交付税に準拠して積上げ算定 ○個別算定経費 ・土木費（道路橋りょう費、公園費など） ・教育費（小学校費、中学校費など） ・厚生費（生活保護費、社会福祉費など） ・総務費（徴税费、地域振興費など） など ○包括算定経費 ※人口、面積に応じて算定 ○公債費（特別区設置後の新発分）	特別区（中核市並み）の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定 $\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$ （測定単位 1 当たり費用） （道路延長や人口など） （人口規模等の段階補正など） ※地方交付税の法令に定められた単位費用及び測定単位を基本に算定
---	---

(イ) 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算

生活保護費、児童扶養手当	$\text{前年度決算額} - \text{地方交付税に準拠して算定した額（重複分）}$
--------------	---

既発債の償還に伴い公債費が減少していく分、(ア) (イ) (エ) の算定を増加させて交付金を配分するため、単独事業や新たな起債の償還等に充当可能となる

(ウ) 大阪市内で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算

大阪市内で発行した地方債の償還に係る費用（既発債の公債費）のうち特別区負担分	$\text{既発債の公債費（特別区負担分）} - \begin{matrix} \text{・目的税交付金による負担分} \\ \text{・公債費に充当する特定財源※} \end{matrix}$ ※住宅使用料、駐車場収益、阿倍野再開発事業賃料、此花西部臨海保留地使用料等
--	---

(エ) 単独事業枠

単独で事業を行う財源枠※	人口按分
--------------	------

※留保財源【財政-18参照】とあわせて特別区長の政策選択に活用 事業例として、大阪市内で実施している単独事業（敬老バス、医療費助成、幼児教育無償化など）などが想定される

(2) 基準財政収入額（各特別区）の算定方法

標準的な地方税収入	
●個人市町村民税 ※1 ●軽自動車税 ●市町村たばこ税 ●利子割交付金 ●配当割交付金 ●株式等譲渡所得割交付金 ●地方消費税交付金 ※2 ●自動車取得税交付金 ※3 ●地方特例交付金	・地方交付税に準じ、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象税目とする ・基準税率は、85%（地方自治法施行令第210条の12第1項） （残り15%は、各特別区が独自施策等を行うための留保財源） 標準的な地方税収入 × 基準税率85% ※1 個人市町村民税のうち、三位一体改革における所得税から個人市町村民税への税源移譲分は、基準税率100% ※2 地方消費税交付金のうち、社会保障施策に要する経費に充てることとされた地方消費税の税率引き上げ分は、基準税率100% ※3 H31年度に自動車取得税交付金が廃止され、自動車税環境性能割交付金が創設される予定

地方譲与税等	
●地方揮発油譲与税 ●自動車重量譲与税 ●航空機燃料譲与税 ●交通安全対策特別交付金	地方譲与税等 × 100%

2 財政調整制度の設計 ～目的税交付金制度の創設～

- 大阪府が徴収する目的税二税（都市計画税・事業所税）は、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分
- 特別区と大阪府の配分割合は、特別区54%、大阪府46%（過去3年間の平均値）
- なお、特別区設置の日までの充当事業の状況など踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

（１）目的税交付金制度の概要

交付金の財源	都市計画税 551億円、事業所税 268億円（H27年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区54%、大阪府46%とする（過去3年間の平均値） ・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整
各特別区への配分	・ 人口及び面積といった客観的指標で配分 ・ 既存事業に係る財政負担に配慮（既に着手済みの連続立体交差・区画整理事業等）
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

（２）目的税二税の充当事業を特別区と大阪府に配分（H27年度決算ベース試算）

	配分先	充当事業	充当額
都市計画税	特別区	街路・再開発・区画整理・都市公園	285億円
	大阪府	街路・都市公園・下水道・高速道路	266億円
事業所税	特別区	河川・橋りょう・スポーツ施設・公園・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設・高速鉄道(地下鉄エレベーター設置補助等)	111億円
	大阪府	河川・橋りょう・文化推進施策・スポーツ施設・公園・下水道	157億円

（参考）過去3年間の実績

		都市計画税	事業所税	配分割合
H25	特別区	50%	75%	58%
	大阪府	50%	25%	42%
H26	特別区	51%	68%	57%
	大阪府	49%	32%	43%
H27	特別区	52%	41%	48%
	大阪府	48%	59%	52%
3年平均	特別区	51%	61%	54%
	大阪府	49%	39%	46%

※端数処理のため、平均が一致しないことがある

2 財政調整制度の設計 ～公債費（既発債）について～

- 「財産・債務の承継（案）」のとおり、発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする
- 償還に係る公債費の負担割合は、特別区が72%、大阪府28%（既発債の残高を事務分担（案）により区分）
- 各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整（※）により必要な財源を確保
- 既発債の公債費は毎年減少。この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当可能

◆ H27年度末市債残高の内訳（一般会計）

（億円）

区 分			特別区	大阪府
普通債	まちづくり・都市基盤整備	15,620	8,770	6,850
	うち道路・橋りょう・街路等	4,856	3,038	1,818
	住宅	2,295	2,295	0
	鉄道	2,177	154	2,023
	港湾	1,686	0	1,686
	公園	1,223	703	520
	教育	1,253	1,109	144
	うち幼稚園・小中学校	1,029	1,029	0
	消防・防災	297	76	221
	産業・市場・都市魅力	1,220	342	878
	うち文化・スポーツ施設等	659	293	366
	健康・保健・環境（一般廃棄物施設等）	969	363	606
	こども・福祉（老人福祉・生活福祉等）	426	426	0
	住民生活・自治体運営（本庁舎・区庁舎等）	357	357	0
	計	20,143	11,443	8,699
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	10,447	10,447	0
計		30,589	21,890(72%)	8,699(28%)
対象から除外	H30年度までに廃止・償還満了	77	—	—
合計		30,667	—	—

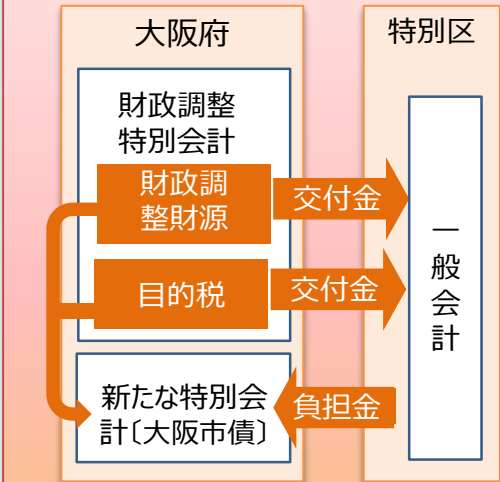
事務分担（案）をベースに特別区と大阪府に分類
端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

※平成28年3月31日に廃止し、一般会計に移管された市街地
再開発事業会計、土地先行取得事業会計を含む

※財政調整による必要な財源の確保方法

- 財政調整交付金の配分（各特別区へは人口を基本に按分し、財政調整交付金（普通交付金）の基準財政需要額に全額算入することにより償還財源を保障）
- 目的税交付金の配分（大阪市の過去の充当実績に基づき配分）

（参考）公債費償還の仕組み



2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

(1) 透明性の高い会計の仕組み

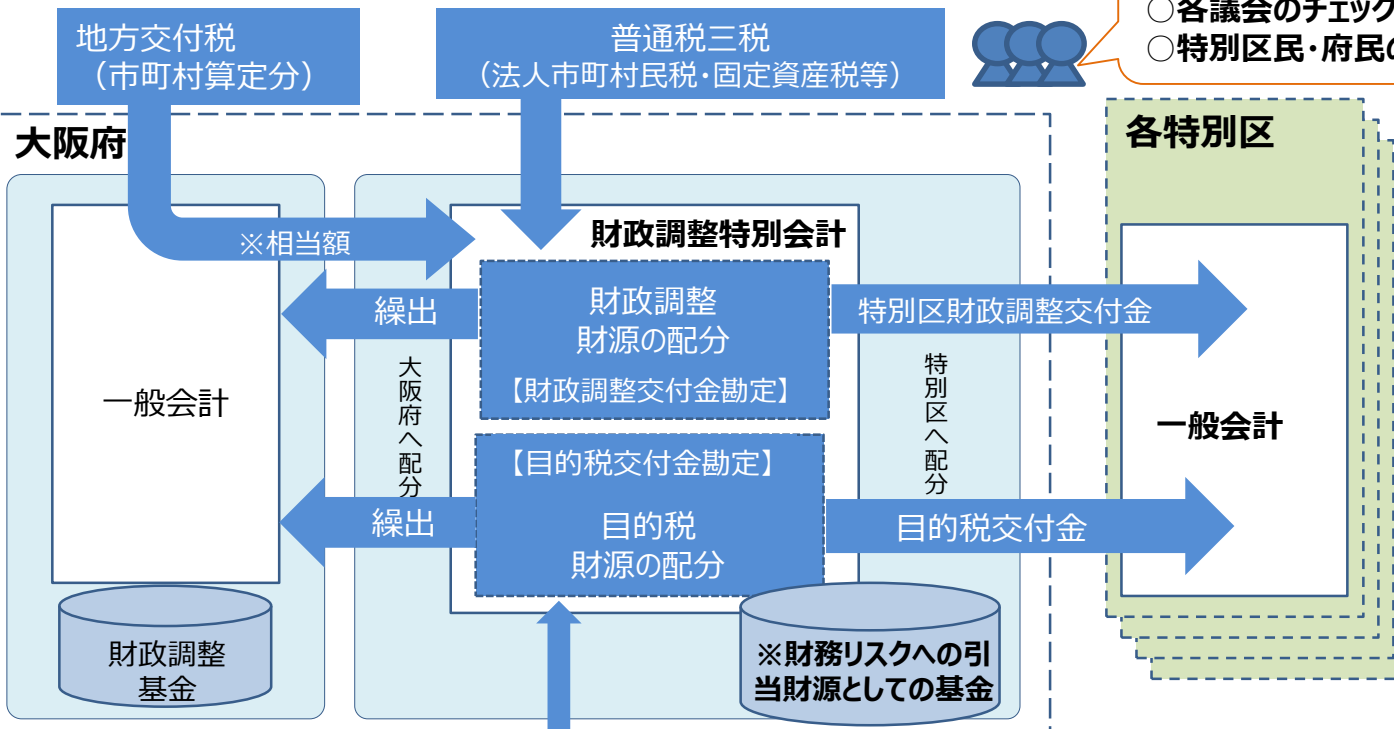
○「財政調整特別会計（仮称）」の設置

- 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行う
- 大阪府への配分も、「財政調整特別会計」を経由した上で、大阪府の一般会計等に繰出すなどの手法※
- 財務リスク（損失補償の債務）への引当財源として大阪府に承継した基金を管理

※「目的税交付金」についても同様の手法

東京と比べ、財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を直接特別会計で歳入し、特別区と大阪府に係る経費は全て特別会計で経理するなど、より透明性が高い仕組みを構築

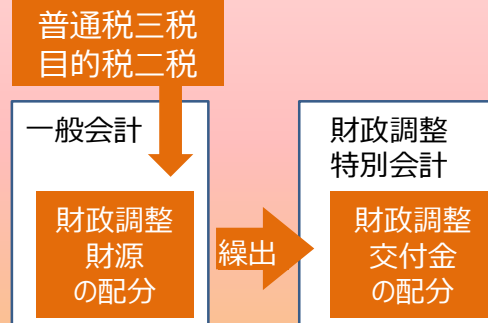
財政調整財源の流れ



- 大阪府・特別区協議会(仮称)の検証
- 各議会のチェック（予算・決算）
- 特別区民・府民のチェック（資料の公表）

(参考) 東京都の会計の仕組み

- ・財政調整財源を一般会計で歳入
- ・財政調整交付金の総額のみを特別会計へ繰出し



目的税交付金の流れ

目的税二税（都市計画税・事業所税）

(2) 大阪府・特別区協議会(仮称)における検証・協議

◆財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

【基本的な考え方】

- 特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当
- 税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議

【毎年度の検証】

- 大阪府は、財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告
- 大阪府の報告内容や、特別区の財政状況、その他社会情勢等を踏まえて、協議会で検証
- 特別区から意見や協議の要請があれば、協議会で議論を行い、必要に応じて協議
- 配分割合を変更する場合は、府条例を改正

◆特別区間の交付基準

○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

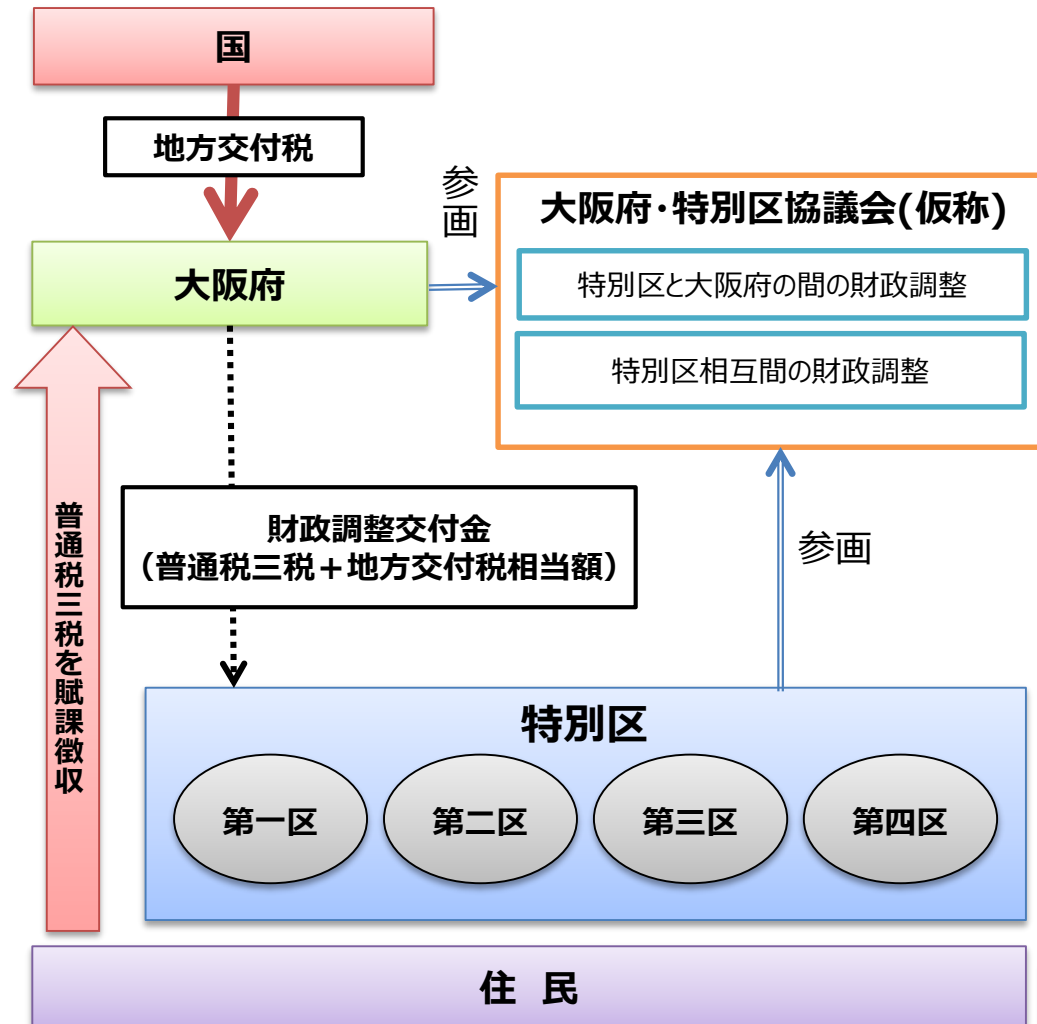
- 基準財政需要額の算定
 - ・地方交付税の算定に準拠する分（算入する経費の種類、単位費用、測定単位、補正係数等）
 - ・大阪の実情を反映するため加算する分（生活保護等）
- 普通交付金と特別交付金の割合

◆財政調整の将来的なあり方 特別区が主体的に財政調整を行う制度をめざす

2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

(参考) 財政調整制度のイメージ図

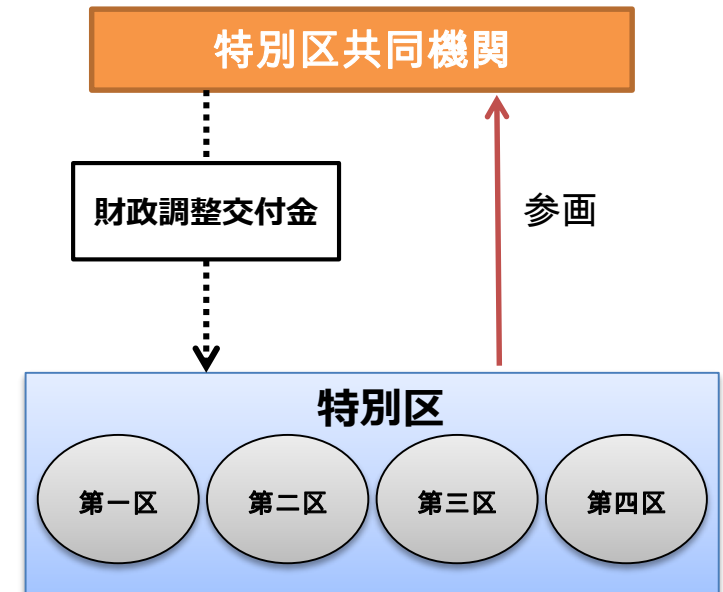
〔制度スタート時の姿〕



〔あるべき姿〕

特別区による「共同機関」を設け、特別区が主体的に財政調整を行う制度の実現をめざす
(今後、さらに課題整理・研究)

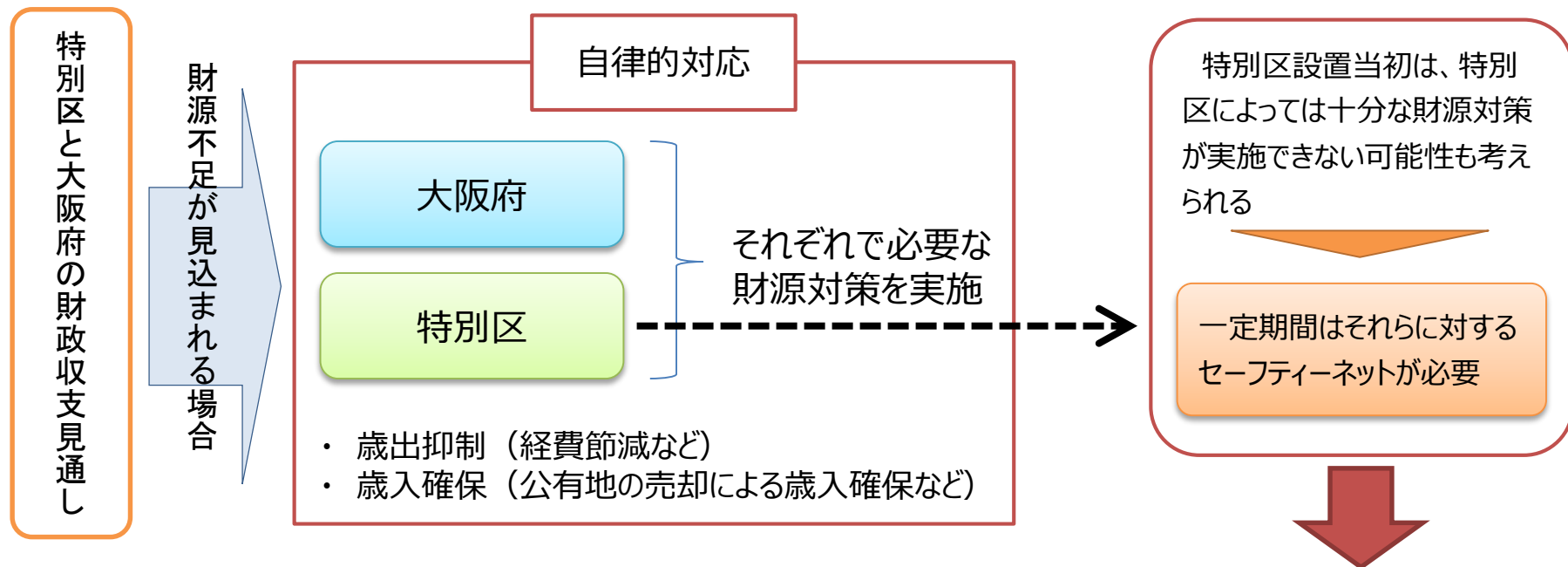
全特別区長が参画



その過渡期において、特別区相互間の配分方法について特別区が主体的に協議を行うなどの枠組みも視野

2 財政調整制度の設計 ～財源不足が生じた場合の当面の対応～

- 特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討



財務リスクへの引当財源の取扱い

- ・ 大阪府が承継する財政調整基金は、大阪府に承継した財務リスク（損失補償の債務）の引当財源として大阪府が管理するもの
- ・ 特別区の共有の財産として大阪府が管理するが、毎年度減少する損失補償相当額は、特別区に配分することを基本としつつ、引当中の財源についても各特別区の財政運営の状況に応じて活用（借入）することも検討

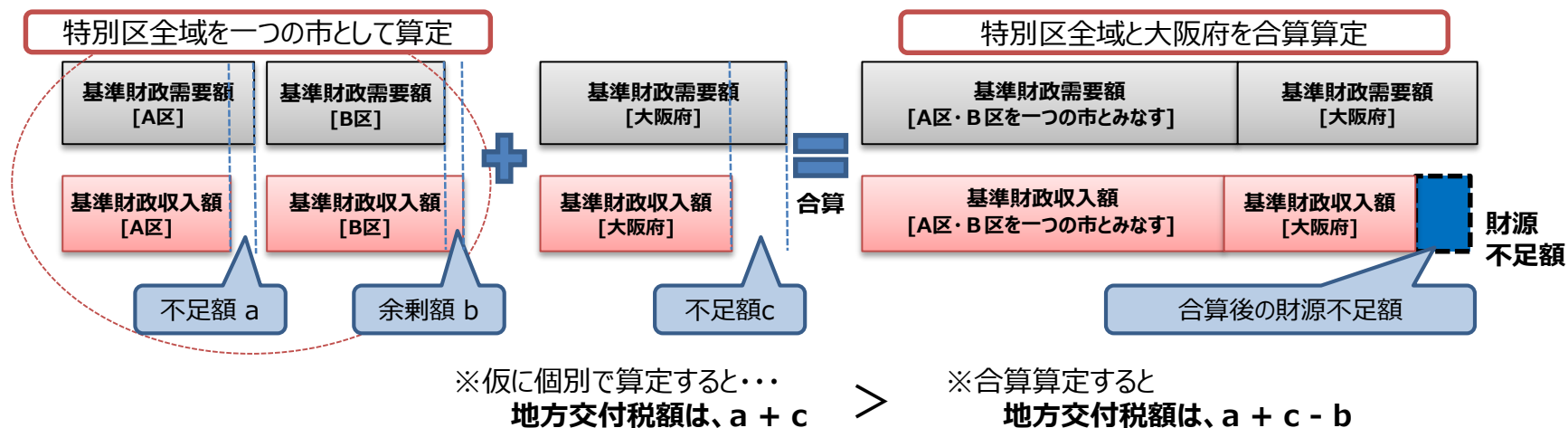
(参考) 地方交付税の合算算定

◆地方交付税法上、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて合算算定

○地方交付税法では、都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、それぞれに算定した基準財政需要額及び基準財政収入額の各合算額を都の交付税算定として用いるとされる

◆合算算定の概略

特別区全域を一つの市とみなすため、現行の算定方法と大きく変わることがなく、地方交付税総額が増えない



〈地方制度調査会答申（H25.6.25）〉

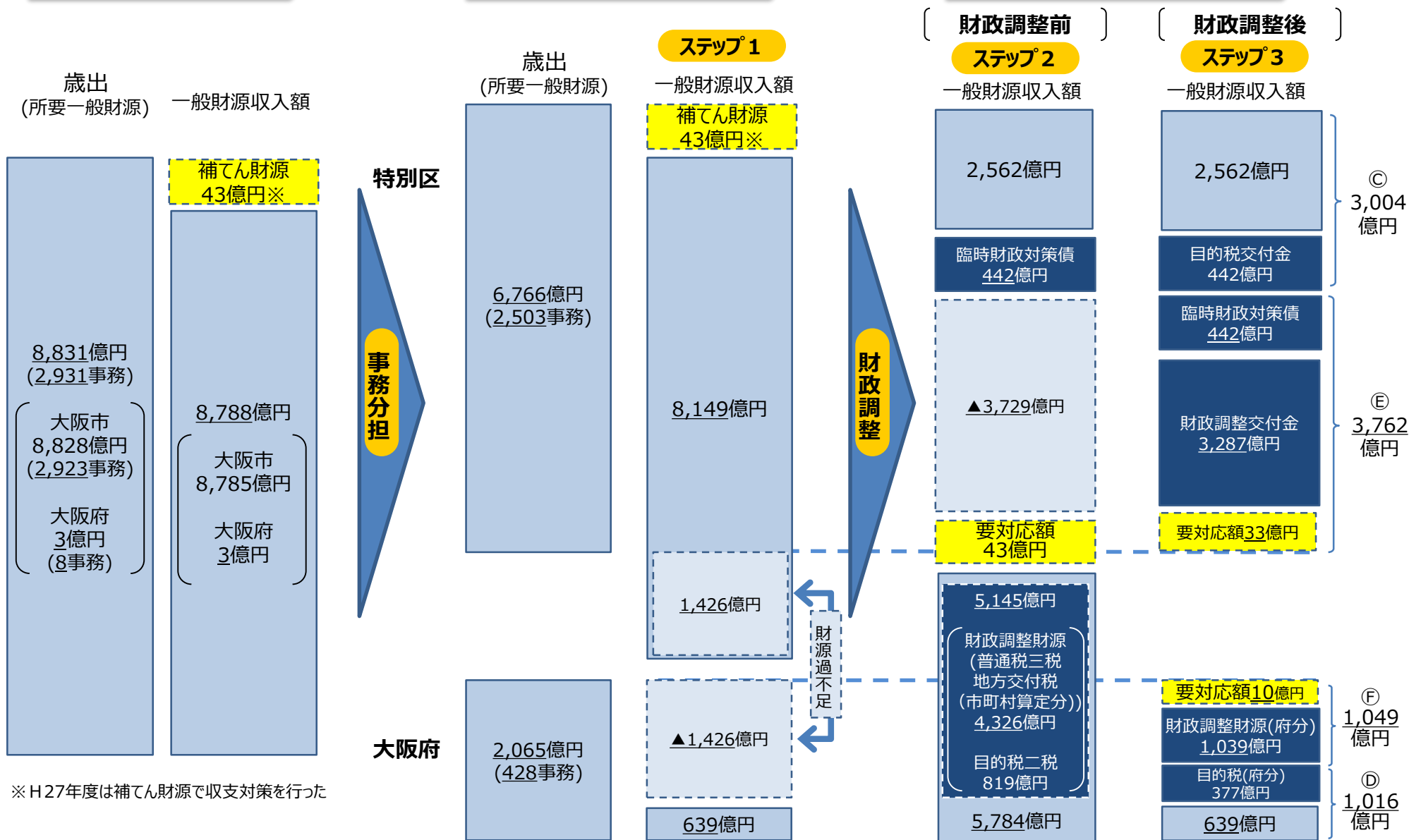
- ・ 道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意すべき
- ・ 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・ 道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき

(参考) 財政調整のイメージ (H27年度決算ベース試算)

H27年度決算

地方財政制度上の財源移転

財政調整制度を適用



【③～⑧の記号は財政-14参照】

3 財政調整制度の検証

(1) 財政調整制度の検証を行うにあたって

- 財政調整制度は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応するための制度として設計
- 財政調整の結果を、H27年度決算データを用いて検証
- 下記の視点で、試案B（4区B案）の状況について検証

収支の状況

- ✓ すべての特別区において収支が均衡するか

税の偏在の解消状況

- ✓ 特別区間の歳入格差が、大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

裁量経費の配分状況

- ✓ 特別区間の裁量経費の格差が大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

■ 前提条件

歳入及び歳出	・ H27年度の一般会計決算を用いて算定（税等一般財源ベース、補てん財源※を含まない） ※ 補てん財源・・・不用地等売却代や財政調整基金など
地方交付税の算定	・ 地方交付税額は、H27年度における大阪市の算定額をベースに算定 ・ 特別区（中核市並み）の標準的な行政水準における補正係数等を適用 ※大阪府への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定
財政調整財源	・ 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税相当額
特別区と大阪府間の配分	・ 財政調整財源の配分割合は、特別区78.2%、大阪府21.8% ※H27年度の一般会計決算をベースにした検証のため、3カ年平均の値ではなくH27年度(単年度)の値を用いている ・ 公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%
財政調整交付金の配分（特別区間の配分）	・ 普通交付金94%、特別交付金6% ・ 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準ずる（生活保護費などの義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当）） ・ 基準財政収入額の算定は、地方交付税に準ずる（標準税等の算入率は85%）
目的税	・ 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分 ・ 配分割合は、特別区54%、大阪府46%

※ 現行の各行政区別の決算が存在しないため、H27年度における一般会計決算額を各行政区で把握可能なものは積み上げ、把握が困難なものは人口按分等により推計を行った

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

※ H27年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分（33億円）減少させて検証を実施

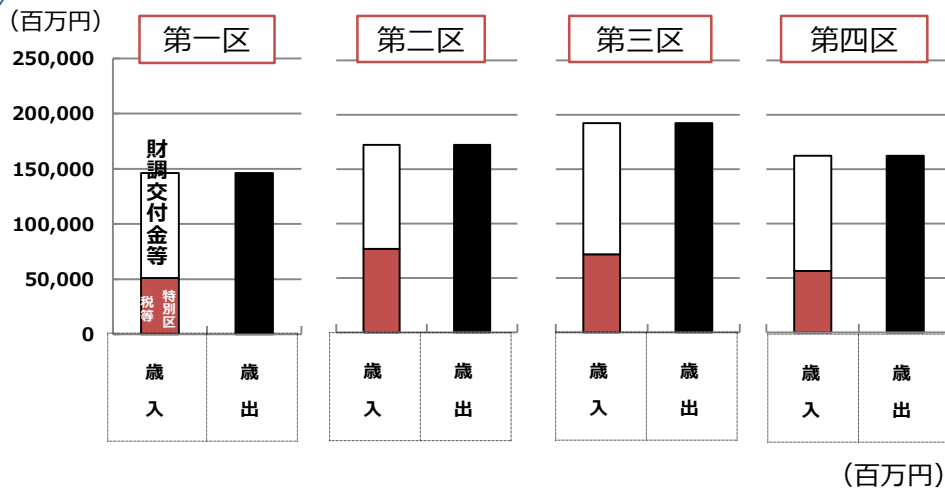
3 財政調整制度の検証

(2) 検証結果

① 収支の均衡状況 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○すべての特別区が収支均衡

試算B（4区B案）



	歳出 [A]	歳入						収支差 [G-A]
		特別区 税等 (自主財源) [B]	目的税 交付金 [C]	財政調整交付金 普通 交付金 [D]	特別 交付金 [E]	臨時 財政 対策債 [F]	歳入計 [B~F] [G]	
第一区	145,984	51,083	10,788	69,216	4,994	9,904	145,984	0
第二区	172,568	76,698	11,506	70,483	4,025	9,855	172,568	0
第三区	192,471	71,894	12,001	89,927	5,679	12,971	192,471	0
第四区	162,257	56,529	9,946	79,333	5,023	11,426	162,257	0
合計	673,280	256,204	44,241	308,958	19,721	44,156	673,280	0

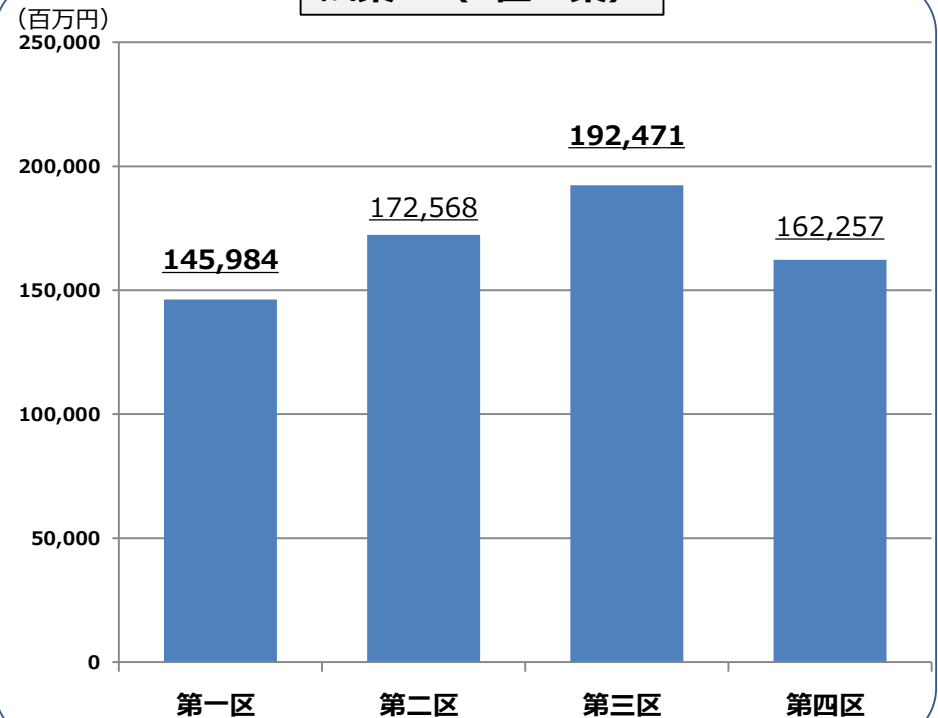
収支均衡

② - 1 歳入規模 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○最小区で概ね東大阪市並みの歳入規模

・最大区:第三区(1,925億円) 最小区:第一区(1,460億円)

試算B（4区B案）



(参考)

【財政-36参照】

大阪府内の政令指定都市・中核市の歳入規模

○政令指定都市・堺市(2,035億円)

○中核市・東大阪市(1,187億円)・豊中市(906億円)

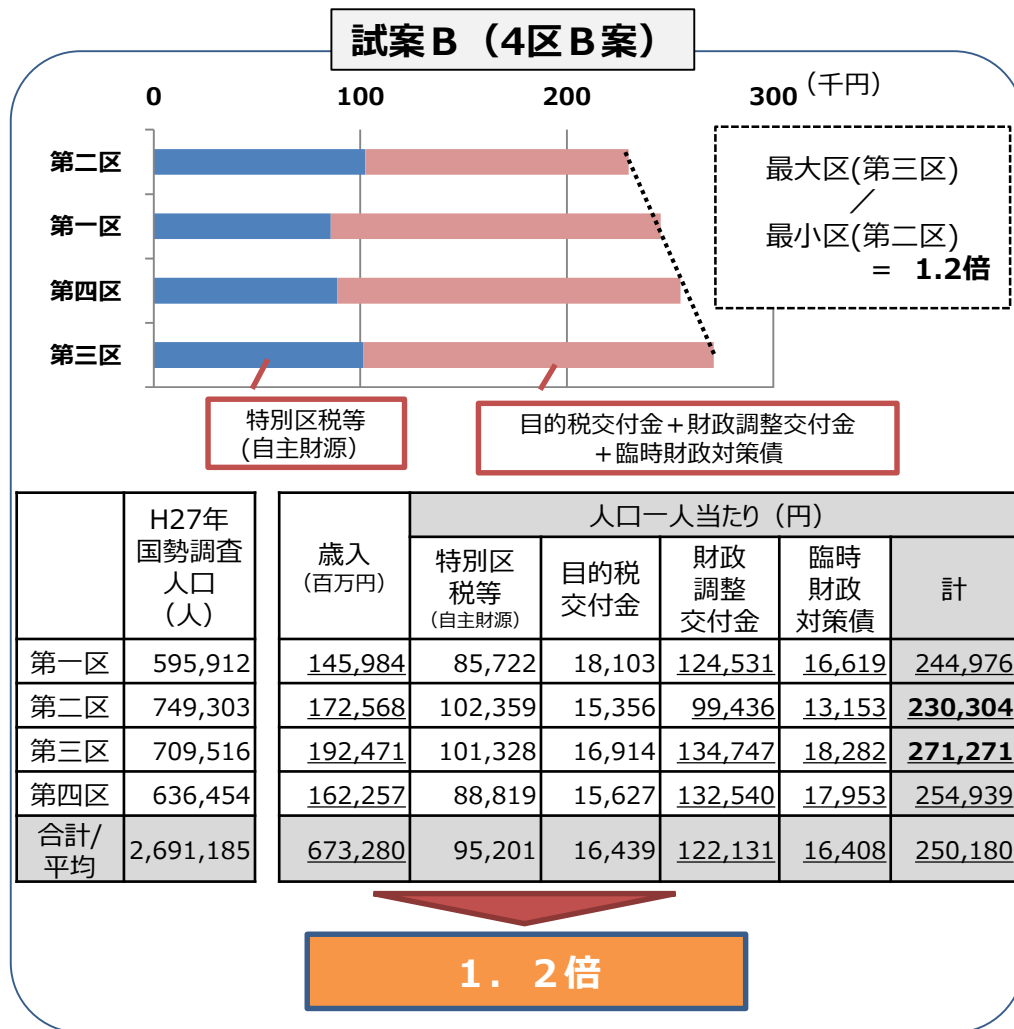
・枚方市(841億円)・高槻市(719億円)

②-2 人口一人当たりの歳入

※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.2倍

・最大区:第三区(271,271円) 最小区:第二区(230,304円) 格差1.2倍



(参考)

大阪府内都市の歳入状況

最大:泉佐野市 (260,877円)

最小:吹田市 (196,920円)

格差**1.3倍**

大阪市隣接9市※1の歳入状況

最大:摂津市 (251,319円)

最小:吹田市 (196,920円)

格差**1.3倍**

東京特別区の歳入状況

最大:港区 (379,203円) ※2

最小:世田谷区 (209,101円)

格差**1.8倍**

【財政-36.37参照】

※1 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

※2 数値の突出した千代田区 (647,289円) 格差3.1倍を除く

3 財政調整制度の検証

③人口一人当たりの裁量経費

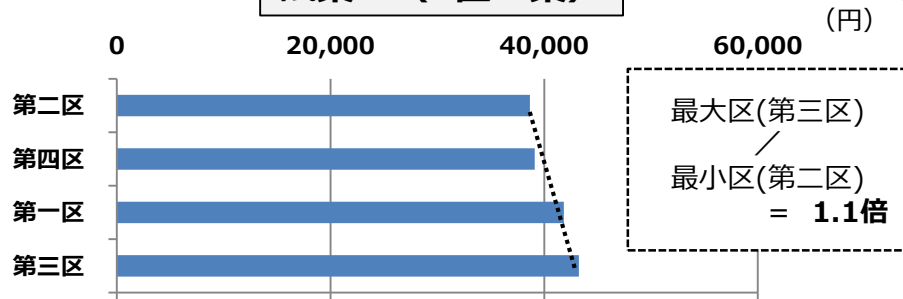
※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.1倍

・最大区:第三区(43,330円) 最小区:第二区(38,974円) 格差1.1倍

- ※ 裁量経費の定義については、財政-35参照
- ※ 大阪府内都市間・大阪市隣接9市間は、地方財政状況調査（普通会計）ベース・基準税率75%、特別区は一般会計ベース・基準税率85%であるため、額の大きさ自体について単純比較はできない（都市間の格差を比較するもの）
- ※ 歳出内容を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾にかかる費用は控除

試算B（4区B案）



	H27年 国勢調査 人口 (人)	歳入 [A] (百万円)	基準財政 需要額 [B] (百万円)	裁量経費 [A - B] (百万円)	人口 一人 当たり (円)
第一区	595,912	145,984	121,277	24,707	41,461
第二区	749,303	172,568	143,364	29,203	38,974
第三区	709,516	192,471	161,728	30,743	43,330
第四区	636,454	162,257	137,413	24,844	39,035
合計/平均	2,691,185	673,280	563,783	109,497	40,687

1. 1 倍

(参考)

大阪府内都市の裁量経費の状況

最大：高石市(71,884円)※1

最小：河内長野市(43,713円)

格差 1.6倍

大阪府隣接9市※2の裁量経費の状況

最大：豊中市(63,541円)※3

最小：松原市(50,163円)

格差 1.3倍

【財政-38参照】

※1 数値の突出した泉佐野市(290,244円) 格差6.6倍
・摂津市(162,001円) 格差3.7倍を除く

※2 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

※3 数値の突出した摂津市(162,001円) 格差3.2倍を除く

参考資料

資料名	ページ
特別区の歳入・歳出・裁量経費（試案 B (4 区 B 案)）	財政- <u>33</u>
この財政調整制度の検証における「裁量経費」について	財政- <u>35</u>
大阪府内都市の歳入状況	財政- <u>36</u>
東京特別区の歳入状況	財政- <u>37</u>
大阪府内都市の裁量経費の状況	財政- <u>38</u>

試案 B（4区 B 案）

■ 特別区の歳入・歳出・裁量経費

【特別区の歳入】

(千円)

	自主財源（内訳次ページ）			財政調整財源					目的税 交付金	歳入合計
	特別区税	譲与税等	計	普通交付金	特別交付金	小計	臨時財政 対策債	計		
第一区	34,598,987	16,484,012	51,082,999	<u>69,215,669</u>	<u>4,993,859</u>	<u>74,209,528</u>	<u>9,903,595</u>	<u>84,113,123</u>	10,788,019	<u>145,984,141</u>
第二区	53,209,068	23,488,773	76,697,841	<u>70,482,758</u>	<u>4,025,283</u>	<u>74,508,041</u>	<u>9,855,404</u>	<u>84,363,445</u>	11,506,284	<u>172,567,570</u>
第三区	47,255,204	24,638,892	71,894,096	<u>89,926,551</u>	<u>5,678,801</u>	<u>95,605,352</u>	<u>12,971,195</u>	<u>108,576,547</u>	12,000,658	<u>192,471,301</u>
第四区	39,703,981	16,825,409	56,529,390	<u>79,332,594</u>	<u>5,022,753</u>	<u>84,355,347</u>	<u>11,426,150</u>	<u>95,781,497</u>	9,946,092	<u>162,256,979</u>
合 計	174,767,240	81,437,086	256,204,326	<u>308,957,572</u>	<u>19,720,696</u>	<u>328,678,268</u>	<u>44,156,344</u>	<u>372,834,612</u>	44,241,053	<u>673,279,991</u>

【特別区の歳出】 (千円)

	歳出合計
第一区	<u>145,984,141</u>
第二区	<u>172,567,570</u>
第三区	<u>192,471,301</u>
第四区	<u>162,256,979</u>
合 計	<u>673,279,991</u>

【特別区の裁量経費（財源）】

(千円)

	歳入 [A]	基準財政需要額 [B]		裁量経費 [A - B]
		計		
			うち生保等加算	
第一区	<u>145,984,141</u>	<u>121,276,936</u>	1,494,381	<u>24,707,205</u>
第二区	<u>172,567,570</u>	<u>143,364,368</u>	1,035,114	<u>29,203,202</u>
第三区	<u>192,471,301</u>	<u>161,728,159</u>	4,248,694	<u>30,743,142</u>
第四区	<u>162,256,979</u>	<u>137,413,047</u>	2,410,371	<u>24,843,932</u>
合 計	<u>673,279,991</u>	<u>563,782,510</u>	9,188,560	<u>109,497,481</u>

【特別区の自主財源の内訳】

（千円）

	特別区税				地方譲与税			
	個人区民税	軽自動車税	区たばこ税	計	地方揮発油 譲与税	自動車重量 譲与税	航空機燃料 譲与税	計
第一区	28,075,220	297,548	6,226,219	34,598,987	325,911	747,022	44,130	1,117,063
第二区	44,012,313	338,242	8,858,513	53,209,068	335,917	769,956	0	1,105,873
第三区	36,746,478	339,880	10,168,846	47,255,204	372,140	852,984	0	1,225,124
第四区	33,388,517	344,473	5,970,991	39,703,981	307,181	704,090	0	1,011,271
合 計	142,222,528	1,320,143	31,224,569	174,767,240	1,341,149	3,074,052	44,130	4,459,331

（千円）

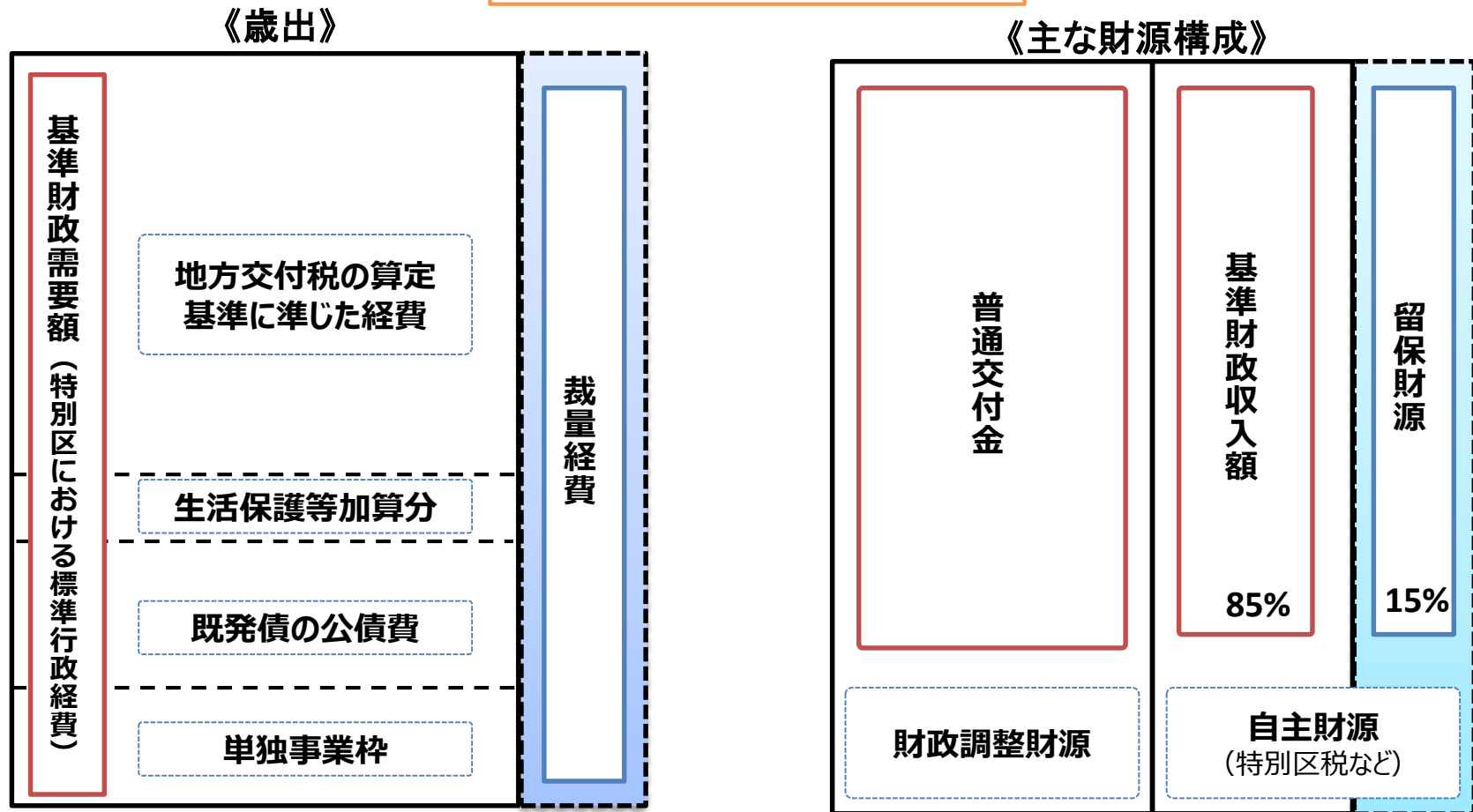
	税交付金						交付金など			自主財源 合計
	利子割 交付金	配当割 交付金	株式等 譲渡 所得割 交付金	地方消費税 交付金	自動車 取得税 交付金 (旧法含む)	計	交通安全 対策特別 交付金	地方特例 交付金	計	
第一区	235,069	553,486	608,717	13,180,053	390,535	14,967,860	78,891	320,198	399,089	51,082,999
第二区	368,510	867,676	954,258	19,178,905	402,455	21,771,804	109,138	501,958	611,096	76,697,841
第三区	307,674	724,434	796,724	20,603,351	446,290	22,878,473	116,204	419,091	535,295	71,894,096
第四区	279,556	658,234	723,918	13,310,329	367,565	15,339,602	93,741	380,795	474,536	56,529,390
合 計	1,190,809	2,803,830	3,083,617	66,272,638	1,606,845	74,957,739	397,974	1,622,042	2,020,016	256,204,326

■ この財政調整制度の検証における「裁量経費」について

- ◆ 特別区長が将来にわたってマネジメントできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うのに必要な経費）を超える財源を裁量経費として算定

※ 裁量経費には人件費や公債費などの義務的経費が含まれているが、これらは標準行政を超える事業に要した経費であり、時間軸を設定すれば他の施策への振替も可能であることから、特別区長の政策選択の余地は存在している

歳出と財源構成のイメージ



※裁量経費と単独事業枠は特別区長の政策選択に活用

※図を簡素化するため、特別交付金・目的税交付金を除いている

大阪府内都市の歳入状況

大阪府内都市間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.3倍の格差、
大阪市隣接9市間でも1.3倍の格差

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
堺市	132,632	28,163	42,712	203,507	158,025	242,470
岸和田市	24,265	4,900	17,294	46,459	124,494	238,361
豊中市	67,005	11,919	11,723	90,647	169,427	229,208
池田市	16,142	2,829	4,434	23,405	156,611	227,077
吹田市	63,628	9,367	745	73,740	169,915	196,920
泉大津市	11,310	1,981	5,304	18,595	149,012	245,007
高槻市	50,008	8,695	13,227	71,930	142,137	204,446
貝塚市	11,511	2,226	6,157	19,894	129,785	224,300
守口市	21,319	3,688	9,886	34,893	149,042	243,938
枚方市	55,884	9,877	18,386	84,147	138,276	208,206
茨木市	44,584	7,186	4,208	55,978	159,210	199,897
八尾市	38,591	6,913	15,450	60,953	143,567	226,761
泉佐野市	20,461	2,723	3,156	26,340	202,652	260,877
富田林市	13,456	2,922	7,740	24,118	118,051	211,593
寝屋川市	28,480	5,567	15,010	49,058	119,908	206,542
河内長野市	12,386	2,664	7,480	22,529	115,770	210,579
松原市	13,552	2,934	9,720	26,205	112,230	217,021
大東市	16,902	3,177	5,878	25,957	137,174	210,658
和泉市	23,020	4,714	10,675	38,408	123,689	206,376
箕面市	23,414	3,420	2,254	29,089	175,506	218,040

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
柏原市	8,758	1,804	5,744	16,306	123,162	229,307
羽曳野市	12,434	2,783	10,441	25,658	110,345	227,704
門真市	17,816	3,403	9,072	30,291	144,170	245,123
摂津市	17,607	2,349	1,407	21,364	207,128	251,319
高石市	10,314	1,526	2,378	14,217	182,450	251,507
藤井寺市	7,910	1,619	5,358	14,886	120,876	227,489
東大阪市	75,079	13,079	30,544	118,702	149,326	236,089
泉南市	8,946	1,657	3,843	14,446	143,277	231,373
四條畷市	6,583	1,362	4,826	12,772	117,398	227,762
交野市	9,309	1,918	4,479	15,707	121,795	205,497
大阪狭山市	7,355	1,473	3,773	12,601	127,264	218,040
阪南市	5,654	1,306	5,075	12,036	104,179	221,758
合 計	876,316	160,145	298,380	1,334,841	146,866 (平均)	223,713 (平均)

大阪府内都市

最大市/最小市（倍）

2.0	1.3
1.8	1.3

大阪市隣接9市

最大市/最小市（倍）

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

■ 東京特別区の歳入状況

○ 東京特別区間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.8倍の格差 ※

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	区税	譲与税等	財政調整 交付金	合計	区税	合計
千代田区	17,435	12,803	7,567	37,806	298,522	647,289 ※
中央区	25,328	12,123	14,748	52,199	179,395	369,725
港区	71,268	18,618	2,368	92,254	292,943	379,203
新宿区	43,434	16,104	29,209	88,747	130,213	266,059
文京区	31,005	8,261	19,297	58,563	141,109	266,530
台東区	20,530	7,443	30,388	58,361	103,651	294,646
墨田区	22,589	8,253	40,457	71,299	88,143	278,213
江東区	47,978	15,937	57,889	121,805	96,321	244,534
品川区	44,443	13,927	40,413	98,783	114,882	255,349
目黒区	43,822	9,125	15,655	68,603	157,849	247,108
大田区	71,570	23,063	71,554	166,186	99,807	231,753
世田谷区	115,493	26,945	46,452	188,890	127,851	209,101
渋谷区	46,650	11,586	6,548	64,784	207,766	288,529
中野区	32,335	9,469	37,426	79,229	98,518	241,395
杉並区	61,664	16,493	40,654	118,811	109,334	210,659
豊島区	31,119	10,425	30,678	72,223	106,878	248,048
北区	27,288	9,921	49,411	86,620	80,004	253,960
荒川区	16,107	6,058	39,610	61,775	75,883	291,031
板橋区	43,807	15,885	67,347	127,039	77,959	226,082
練馬区	64,232	20,422	83,881	168,534	88,998	233,516
足立区	46,467	19,551	101,782	167,800	69,342	250,403
葛飾区	32,298	12,700	73,098	118,096	72,921	266,635
江戸川区	51,402	19,259	89,925	160,586	75,447	235,706
合 計	1,008,264	324,373	996,356	2,328,993	108,734 (平均)	251,166 (平均)

（出典：H27年度決算統計及び東京都税務統計）

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

最大区／最小区（倍）

4.3

3.1

※数値の突出した千代田区を除いて比較すると

4.2

1.8

大阪府内都市の裁量経費の状況

○ 人口一人当たりの裁量経費を比較すると、大阪府内都市間で1.6倍、
大阪市隣接9市間で1.3倍の格差 ※

裁量経費を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベースで算定 (百万円)

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
堺市	190,418	134,389	56,028	29.4%	66,755
岸和田市	41,695	31,028	10,667	25.6%	54,729
豊中市	83,251	58,122	25,129	30.2%	63,541
池田市	20,770	14,434	6,336	30.5%	61,477
吹田市	69,043	46,081	22,962	33.3%	61,319
泉大津市	16,172	11,877	4,294	26.6%	56,581
高槻市	65,155	48,821	16,334	25.1%	46,427
貝塚市	17,086	13,177	3,909	22.9%	44,072
守口市	31,306	23,513	7,793	24.9%	54,481
枚方市	76,250	54,448	21,802	28.6%	53,946
茨木市	51,964	34,525	17,439	33.6%	62,274
八尾市	53,788	38,308	15,480	28.8%	57,587
泉佐野市	44,074	14,769	29,305	66.5%	290,244
富田林市	23,090	17,176	5,915	25.6%	51,889
寝屋川市	45,355	33,898	11,457	25.3%	48,236
河内長野市	20,759	16,082	4,677	22.5%	43,713
松原市	23,938	17,881	6,057	25.3%	50,163
大東市	23,512	17,175	6,336	26.9%	51,425
和泉市	35,672	25,377	10,295	28.9%	55,319
箕面市	27,085	17,742	9,343	34.5%	70,035

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
柏原市	15,083	10,854	4,228	28.0%	59,461
羽曳野市	23,503	18,253	5,250	22.3%	46,593
門真市	27,510	20,248	7,262	26.4%	58,768
摂津市	25,828	12,056	13,771	53.3%	162,001
高石市	13,193	9,130	4,064	30.8%	71,884
藤井寺市	13,281	10,150	3,131	23.6%	47,850
東大阪市	103,771	76,679	27,092	26.1%	53,884
泉南市	13,564	9,534	4,030	29.7%	64,542
四條畷市	11,479	8,577	2,902	25.3%	51,757
交野市	15,060	10,648	4,411	29.3%	57,715
大阪狭山市	11,808	8,605	3,203	27.1%	55,429
阪南市	10,987	8,405	2,581	23.5%	47,562
合 計	1,245,448	871,962	373,487	30.0%	62,594 (平均)

大阪府内都市	最大市 / 最小市 (倍)	6.6
大阪市隣接 9 市	最大市 / 最小市 (倍)	3.2

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている
※ 数値の突出した泉佐野市・摂津市を除いて比較すると

大阪府内都市	最大市 / 最小市 (倍)	1.6
大阪市隣接 9 市	最大市 / 最小市 (倍)	1.3